

BOX 型 UTM マネジメント利用規約

第1章 総 則

第1条（利用規約の適用）

ALSOK 愛媛株式会社（以下「当社」といいます。）は、BOX 型 UTM マネジメント利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき BOX 型 UTM マネジメント（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本規約に定めのない事項については、BOX 型 UTM マネジメント仕様書（以下「BOX 型 UTM マネジメント仕様書」といいます。）の定めが適用されます。
3. 本サービスの提供を受ける者（以下「利用者」といいます。）は、本規約および BOX 型 UTM マネジメント仕様書を遵守するものとします（以下本規約および BOX 型 UTM マネジメント仕様書をあわせて「本規約等」といいます。）。
4. 利用者は、当社が本サービスを遂行するにあたり、本サービスの全部または一部（利用者が当社へ提供した個人情報を含みます。）を興安計装株式会社（以下「サービス提供事業者」といいます。）に委託することを承認するものとします。

第2条（利用規約の変更）

当社は本規約等を変更することがあります。この場合、変更後の本規約等が適用されるものとします。

2. 本規約等の変更にあたっては、当社はその内容を電子メールの送信、書面による通知、または当社ホームページへの掲載のいずれかの方法により通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合でも、変更後の本規約等が適用されるものとします。
3. 本規約等の変更が、利用者にとって不利益な変更と該当すると当社が判断した場合は、変更実施日の1ヵ月前までに通知するものとします。

第3条（用語の定義）

本規約で用いる用語はそれぞれ次の意味で使います。

（1）UTM 装置

利用者のネットワーク内に設置し、当社へ遠隔監視・運用を委託する装置。

（2）対象ネットワーク

利用者または第三者が管理し、UTM 装置を設置する論理ネットワークであって、利用者が指定するもの。

（3）購入プラン

当社より購入した UTM 装置を利用してサービス提供するもの。

（4）レンタルプラン

当社より貸与した UTM 装置を利用してサービス提供するもの。

第4条（サービス内容等）

本サービスの内容は、BOX 型 UTM マネジメント仕様書に定めるとおりとします。

2. 本サービスの申込日から利用開始日までに実施される本サービスを提供するにあたり必要な設置工事も本規約等の適用範囲内とします。

第5条（サービスの提供条件）

本サービスは、常時接続可能なインターネット接続環境を有する日本国内（離島など一部地域を除きます）に対して提供します。

2. 本サービスで使用する UTM 装置は、当社が認定する装置に限定されるものとします。
3. UTM 装置の運用および設定は、購入プランであっても原則として当社または当社の指定業者が行うものとします。ただし、当社が認める項目については、利用者が運用および設定できるものとします。
4. 利用者は、対象ネットワークとインターネットとの通信が行われる環境を用意するものとします。
5. 利用者は、UTM 装置に割り当てる対象ネットワークのプライベート IP アドレスを用意するものとします。
6. 利用者は、UTM 装置を設置する場所、電源、UTM 装置に接続するケーブルを用意するものとします。
7. 利用者（利用者のネットワークに接続して UTM 装置経由でインターネット等を利用する者を含みます）は、サービス運用に必要な UTM 装置のログ情報を当社へ提供することに同意するものとします。
8. 利用者は、UTM 装置において使用されるソフトウェアライセンスを正当に取得し、その使用許諾に同意するものとします。

第6条（サービスの終了）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部を終了し、もしくはその内容を変更できるものとします。

- (1) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合。
 - (2) 本サービスの提供にかかる設備等のうち、当社の作成・制作にかからないソフトウェア等または当社の製造にかからないハードウェア等のライセンスや供給が停止し、もしくはそれらのサポートが終了となった場合。
 - (3) その他当社が必要と認めた場合。
2. 前項に定める場合のほか、当社は利用者に対して事前に通知することにより、本サービスの全部または一部を終了できるものとします。利用者に対する通知は、本サービスの全部を終了するときは終了予定日の3ヵ月前までに、本サービスの一部を終了するときは終了予定日の1ヵ月前までに行うものとします。
 3. 前2項の場合において、本サービスの全部を終了したときは、当社と利用者の利用契約はサービス終了日をもって自動的に将来に向かって解除されるものとします。

4. 本サービスの終了または変更により、利用者に生じた損害および費用については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第2章 利用契約

第7条（特約の制定）

当社は、本規約等の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、利用者は本規約等とともに特約を遵守するものとします。

2. 前項の場合において、特約と本規約等に矛盾または抵触する定めがある場合、特約が本規約等に優先して適用されるものとします。

第8条（利用契約期間）

本サービスの最低利用契約期間は2年とし、利用者または当社から利用契約期間満了の1ヵ月前までに解約の申出を行わない限り、利用契約は利用契約期間満了日の翌日から1年単位で更新されるものとし、以後の更新についても同様とします。ただし、第10条（利用契約の申し込み）第1項に定める当社所定の申込書（以下「利用申込書」といいます。）において、本項とは異なる契約期間を定めた場合は当該利用申込書に定める契約期間を優先適用するものとし、更新期間についても本項と異なる定めが当該利用申込書においてなされた場合は当該利用申込書に定める更新期間を優先適用するものとします。

2. 利用契約期間は、第11条（利用契約の成立）第2項に定める利用開始日から起算します。

第9条（利用者の制限）

本サービスは、原則として日本国内に事業拠点を有する法人に対して提供します。

第10条（利用契約の申し込み）

本サービスの利用は、当社所定の利用申込書を提出することによって申し込むものとします。

2. 前項の利用申し込みにおいて、申込者の確認のため資料の提出を求めることがあります。
3. 利用申込書その他当社に提出する資料に個人情報を記載する場合、当社に個人情報を提供することについて、利用者が本人に同意を得た上で記載するものとします。
4. 利用者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先に利用者の情報（利用者が当社へ提供した個人情報を含む）を提供することを承諾するものとします。

第11条（利用契約の成立）

当社が、本サービスの利用の申し込みを承諾した場合は、書面により申込者へ通知します。本規約を内容とする利用契約は同書面に記載された日付（以下「契約日」といいます。）をもって成立することとします。

2. 前項の利用契約成立後、以下のいずれかの方法により UTM 装置の監視開始に必要な工事（以下「設置工事」といいます）を行うものとします。

(1) 利用者による設置工事（以下「利用者設置工事」といいます。）

利用者が UTM 装置を対象ネットワーク内に設置する方法。

(2) 当社の指定業者による設置工事（有料サービス、以下「オンサイト設置工事」といいます。）

当社または当社指定業者が UTM 装置を対象ネットワーク内に設置する方法。

3. 本サービスの利用開始日は前項各号により以下のとおりとします。

(1) 利用者設置工事

利用者が利用申込書において指定した利用開始日

(2) オンサイト設置工事

オンサイト設置工事の完了した日

4. 当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が、技術その他の理由で困難なとき。

(2) 当社の提供するサービスの料金もしくは手続に関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3) 第 26 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当する事由があるとき、またそのおそれがあるとき。

(4) 過去において第 26 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当したとき。

(5) 利用申込書に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあったとき。

(6) 第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項各号のいずれかに該当する事由があるとき、またはそのおそれがあるとき。

(7) 過去に当社から本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または提供を停止されていたとき。

(8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

5. 当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第 12 条（設置工事）

利用者設置工事により設置工事を実施する場合、利用者は利用申込書において指定した利用開始日以降速やかに UTM 装置を設置するものとします。

2. オンサイト設置工事にあたり、利用者は当社または当社指定業者の実施する設置工事に協力するものとします。

3. オンサイト設置工事の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は設置工事を中止することがあります。

(1) 設置場所への立ち入り、設置工事に必要な設備へのアクセスができない場合。

(2) 利用者の責により工事に必要な機器や環境が整っていない場合。

4. 前項により設置工事が中止された場合は、利用者設置工事もしくはオンサイト設置工事により再度設置工事（以下「再設置工事」といいます）を実施するものとします。

5. 前項において、オンサイト設置工事により再設置工事を実施する場合は、当社または当社指定業者と利用者の間で工事実施日を再度調整するものとし、利用者は1回目のオンサイト設置工事にかかる費用とあわせて再設置工事にかかる費用を負担するものとします。
6. オンサイト設置工事の完了後、当社は利用者へ UTM 装置を引き渡すとともに、設置工事を完了した旨を書面またはメールにより通知します。
7. 前項において、当社が利用者へ書面またはメールにより完了の通知をした日をオンサイト設置工事の完了日とします。

第13条（機能、設定の変更）

本サービスにおける機能、設定の変更、移設工事を希望する場合、利用者は当社所定の書面、メール等当社の定める方法により変更を申し込むものとします。ただし、一部の設定変更において、UTM 装置の管理画面上で利用者自身に実施していただくことがあります。

2. 本条第1項の申し込みを承諾した場合は、当社は利用者に対しその旨を通知します。
3. 本条第1項の申し込みがあった場合に、技術的に困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申し込みを承諾しないことがあります。この場合は利用者にその旨を通知します。

第14条（利用者の名称等の変更）

利用者は、以下の各号に変更があったときは、当社所定の書面により変更内容をすみやかに当社に届け出るものとします。

（1）お申込者情報

- ① 会社名
- ② 所在地
- ③ 部署名
- ④ 申込担当者名
- ⑤ 電話番号
- ⑥ メールアドレス

（2）故障発生時連絡先

- ① 氏名
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス

2. 前項の届出があったときは、当社はその届出があった事実を証明する書類を利用者から提出していただくことがあります。

第15条（利用者の地位の承継）

利用者である法人が、合併・分割その他の事由により、本サービスを利用する事業の譲渡を行う場合、利用者はその旨を当社に書面で通知し、当社が求める資料を提出するものとします。この場合当社は、通知および資料受領後14日以内に利用者または事業承継先に書面で通知することにより、当該事業譲渡の効力発生日をもって利用契約を無条件で解除できるものとします。当社が解除しなかった場合、事業承継先は、利用者と事業承継先との契約内容如何にかかわらず、当社との関係で利用契約に基づく一切の権利義務を承継するものとします。

第16条（権利の譲渡等の制限）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第17条（利用者が行う利用契約の解除）

利用者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の効力発生日の1ヵ月前までに当社所定の書面により通知するものとします。ただし、利用者は第8条（利用契約期間）に定める期間内または利用申込書で契約期間が定められている場合の当該契約期間内においては、契約を解除することはできないものとします。やむを得ず解除する場合、利用者は利用期間の残余の期間に相当する料金（以下「残債」といいます。）を当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、購入プランについては原則として利用申込書にて異なる定めがない限り残債の支払いはないものとします。その他利用申込書において別途異なる料金支払いの定めがなされている場合または解除制限の定めがなされている場合は、当該利用申込書の定めを優先適用するものとします。

2. 前項の定めに関わらず、利用申込書において、前項に定めるような契約解除制限を適用しない旨の定めがある場合は、利用者は第8条（利用契約期間）に定める期間内または利用申込書で契約期間が定められている場合の当該契約期間内であっても、当社に対し解除の効力発生日の1ヵ月前までに当社所定の書面により通知することで利用契約を解除することができるものとします。
3. 利用契約が本条第1項、第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項の他何らかの理由で終了した場合は、利用者は当社の指示に従い、当社の指定する期間内に貸与されたUTM装置を返却するものとします（購入プランの場合は返却不要とします）。
4. 前項の期間内に利用者がUTM装置を返却しない場合、当社は利用者に対して当該装置の購入代価を請求することができるものとします。
5. 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における本サービス利用中にかかる利用者の一切の債務は、利用契約の解除後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第18条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、利用者に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合に、利用者に対する何らの通知および催告なしに利用契約を解除できるものとします。

- （1）第26条（提供停止）第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- （2）手形・小切手が不渡りとなったとき、または仮差押え、差押え、仮処分、もしくは競売の申し立てがあったとき。
- （3）公租公課を滞納して催促を受けたときまたは保全差押えを受けたとき。
- （4）支払停止または支払不能となったとき。
- （5）破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続開始の申し立てをしたとき、または申し立てを受けたとき。
- （6）信用状態に重大な不安が生じたとき。
- （7）監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- （8）解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。
- (10) 当社に対する通知内容等に虚偽記入または悪意による誤記や記入もれがあったとき。
- (11) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であったとき。
- (12) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行ったとき。
 - ① 違法なまたは相当性を欠く不当な要求。
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為。
 - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為。
 - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為。
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為。
- (13) その他前各号に類する事由に該当すると当社が判断したとき。

2. 当社が前項に定める解除を行使した場合、利用者は、解除日の時点で当社に対して負っている未払いの料金または遅延損害金等の支払債務について、当社の何等の意思表示を要することなく当然に期限の利益を喪失するものとし、ただちにこれらの債務を当社に弁済しなければならないものとします。

第3章 利用者の義務

第19条（利用者の協力義務）

当社は以下の場合、利用者に対し利用契約に関する利用者の機器、情報、資料、その他の物品の提供および当社が行う調査に必要な利用者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、可能な限り利用者はこれに応じるものとします。

- (1) 故障予防または回復のため必要な場合。
- (2) 技術上必要な場合。
- (3) その他、当社が必要と判断する理由がある場合。

2. 前項により立入調査等を実施する場合は、事前に当社より利用者へ、立入調査にかかる日時、項目、対象設備等を通知するものとします。

第20条（電子メールによる応答義務・情報配信）

利用者は、常に当社からの電子メールが、届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うものとします。

2. 前項の電子メールは、当社より利用者の連絡先電子メールアドレス宛にメールを送信した時点で、当該メールが到達したものとみなします。

第21条（機器等の管理）

利用者は UTM 装置の製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持し、UTM 装置の仕様に従った運用を行うとともに、善良なる管理者の注意をもって UTM 装置を保管・使用するものとします。

2. 当社の承諾がある場合を除き、UTM 装置の設定変更、停止、移動、取り外し、変更、分解または損壊をしないものとします。

3. 当社は利用契約期間内において、UTM 装置本来の目的に従った使用をしていたのにもかかわらず、利用者の責任ではない故障が発生した場合、UTM 装置のメーカーが保守物品を供給できる範囲において無償で UTM 装置の修理もしくは交換を行ないます。この場合における UTM 装置の送付にかかる費用は当社負担とします。
4. 前項の規定にかかわらず、次の場合には当該無償修理交換の対象から除外するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- (1) 使用上の誤り、当社が認めた機器以外の機器との接続による故障および損傷。
 - (2) 当社から利用者への UTM 装置の引渡し後の移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
 - (3) 火災、地震、風水害、その他天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。
 - (4) 利用者による不当な修理や改造による故障および損傷。
 - (5) 紛失、盗難。
 - (6) その他利用者の責に帰すべき事由による故障および損傷。
5. 利用者は、貸与された UTM 装置において、前項の各号に該当した場合、速やかに通知するとともに、当該装置の修理費用または購入代価を当社に支払うものとします。
6. 本条第 4 項の場合における UTM 装置の送付にかかる費用は利用者が負担するものとします。

第 2 2 条（禁止行為）

全ての利用者（購入プランの場合を含む）において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) UTM 装置を当社の承諾なく設置場所から移動すること。
 - (2) UTM 装置を譲渡または担保に供すること。
 - (3) UTM 装置を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
 - (4) プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
 - (5) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他 UTM 装置のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (6) 当社の許可なく UTM 装置の設定を変更すること。
 - (7) 当社の許可なく UTM 装置を転貸または売却して第三者に利用させること。
2. 前項の規定に違反して UTM 装置を毀損した場合には、当社または当社指定業者が当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は利用者が負担するものとします。また、復旧、修理が不可能である場合は、利用者は当該装置の購入代価を損害賠償として負担するものとし、購入プランの場合は、損害賠償はないものとしますが、新たな UTM 装置の購入等を利用者および当社双方協議の上で定めるものとします。

第 2 3 条（必要情報の提供）

利用者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第 2 4 条（ID およびパスワードの管理）

利用者は、当社より一時的に付与された ID、パスワードについて善良なる管理者としての注意義務を負うものとし、利用者以外の者に使用させること、譲渡、貸与、または担保に供する等の行為をさ

せてはならないものとします。第三者による不正使用等により利用者に損害が生じて、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 前項に定める ID、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、およびその他の理由により、当社および第三者に与えた損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 本条第 1 項に定める ID、パスワードを忘れた場合、または盗用された場合は速やかに当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示がある場合は、その指示に従うものとします。

第 4 章 提供中止および提供停止

第 25 条（提供中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 定期的なメンテナンス作業を行うとき。
- (2) 当社設備等の故障により保守を行うとき。
- (3) 運用上または技術上の必要があるとき。
- (4) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できないとき。
- (5) 法令上の規定に基づくとき。
- (6) その他前各号に類する事項で当社が必要と判断したとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその理由、提供中止をする日および期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。なお、これにより利用者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

3. 当社は、当社設備等について障害が生じたことを知ったときは、修理または復旧のために必要な手段を講じることとします。

4. 前項の修理または復旧のため必要がある場合には、当社は利用者に対して協力を依頼することがあります。

第 26 条（提供停止）

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合に、本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき。
- (2) 以下の禁止事項を行ったとき。
 - ①本サービスを構成するシステムやデータを損壊する行為、またはそのおそれのある行為。
 - ②本サービスの運営もしくは業務を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
 - ③第三者の本サービスの利用に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
 - ④当社または第三者の ID もしくはパスワードを不正に使用する行為。
 - ⑤その他公序良俗もしくは法令に違反する行為、または違反するおそれのある行為。
- (3) 料金の支払いを遅滞したとき。
- (4) その他、当社が不適切と判断するとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。
3. 前2項による利用者の直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 当社は、本条第1項により本サービスを停止した場合であっても、当該停止期間中のサービス料金等の請求権を失わないものとします。

第5章 料金等

第27条（料金等）

本サービスの料金は、BOX 型 UTM マネジメントの価格表に定めるところにより、計算された金額とします。

2. 本サービスの料金のうち、月額料金は第29条（料金の計算方法等）第1項に定める課金開始日より発生するものとします。
3. 利用契約に定めがない場合でも、利用者からの依頼に基づき当社が利用者に対して本サービスまたはそれ以外のサービスの提供を行い、もしくはサービスを実施・継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社は利用者に対して当該行為に要した費用を含む相当な対価の支払いを求めることができるものとします。
4. 経済情勢等の変動により、サービス料金が不相当となったときは、当社は契約期間の途中でも本サービスの料金を変更できるものとします。この場合、第2条（利用規約の変更）の規定を準用します。

第28条（料金等の支払義務）

利用者は請求書記載の支払期日までに、当社に対して前条の料金を支払う義務を負います。

2. 送金等に必要な銀行手数料等は、利用者の負担とします。

第29条（料金の計算方法等）

本サービスの月額料金の課金開始日は利用開始日の翌月1日とします。ただし利用開始日が暦月の初日の場合は利用開始日を課金開始日とします。

2. 利用者に請求する料金は、以下の各号を除き、毎月暦月に従って計算した料金の額とします。
 - (1) 第11条（利用契約の成立）第2項第2号に定めるオンサイト設置工事により設置工事を実施した場合は当該設置工事費用、または第12条（設置工事）第4項に定める再設置工事をオンサイト設置工事により実施した場合は当該再設置工事費用を、初回の請求において請求します。
 - (2) 購入プランにおける UTM 装置の購入費用は、当該サービス申込後の初回の請求において請求します。
3. 利用契約終了の月または解除月の月額料金は、日割り計算を適用せず、当月1ヵ月分の料金を請求します。

第30条（料金等の支払方法）

当社は、本サービスの料金を当月末日に請求し、利用者は、請求月の翌月末日までに請求書に指定する銀行口座に振込み支払うものとします。なお、利用者と金融機関等の間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は料金の全部または一部の支払期日を変更できるものとします。

第31条（割増金）

利用者が、本サービスの料金その他の債務（延滞利息は除きます。）の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額に加えその免れた額と同額を割増金として支払うものとします。

第32条（延滞損害金）

利用者が、本サービスの料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該利用者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額（1年を365日として日割計算）を延滞損害金として支払うものとします。

第33条（割増金、延滞損害金の支払方法）

第31条（割増金）および第32条（延滞損害金）の支払いについては、当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払うものとします。

2. 第31条（割増金）および第32条（延滞損害金）の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

第34条（消費税等）

利用者が、当社に対し本サービスにかかる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第35条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第6章 ソフトウェア、データ等の取り扱い

第36条（著作権等）

利用者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にソフトウェア等の利用を許諾した第三者が所有します。

2. 利用者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第37条（データ等の滅失）

提供されるソフトウェア等により利用者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する利用者の直接あるいは間接の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第38条（データ等の削除）

第18条（当社が行う利用契約の解除）に基づき当社が本サービスの利用契約を解除した場合、当社は利用者に事前に通知することなく、当社サーバ内の監視データ等を削除できるものとします。

2. 第25条（提供中止）または第26条（提供停止）により、本サービスの提供を停止する場合、当社は当社のサーバ内の監視データ等を削除できるものとし、利用者に対し遅滞なくその旨を通知するものとします。

3. 前2項による利用者の直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第39条（解約時のデータ等）

前条による場合のほか、何らかの理由により利用契約が終了した場合、当社は、当社サーバ内の監視データ等を削除できるものとします。また、これによる利用者の直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第7章 損害賠償

第40条（責任および保証の限定）

当社は、本サービス提供のための当社設備等以外に起因する対象ネットワークの障害に責任を負わないものとします。

2. 本サービスは以下の事項を保証するものではありません。

- （1）UTM装置に全く故障が発生しないこと。
- （2）全ての侵入、攻撃、ウィルス（スパイウェアを含みます。）、スパム（フィッシングメールを含みます。）を検知すること。
- （3）不正アクセスが全く発生しないこと。
- （4）URL フィルタリングがクライアントからのアクセスを完全に制限すること。
- （5）データの可用性、完全性。
- （6）データ転送速度は回線に依存しないこと。

3. 本サービス利用のための、利用者のネットワークの設計のコンサルティング、またはシステムインテグレーションは本サービスの対象外とします。

4. 利用者は本サービスで提供される監視結果に記載される情報が、利用者の設備の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。監視結果を基に、利用者が利用者の設備の改善や機器の購入等を行う場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

5. 利用者本サービスを利用中に、通信環境を変更しようとする場合には、事前に当社に対し連絡し、許可を得るものとします。許可なく行われた通信環境の変更に起因するサービスの中断、停止について当社は責任を負わないものとします。

6. 本サービスは利用者を保護するために常に通信を監視するサービスであることに鑑み、利用者の通信速度の低下等が発生する場合があることにつき、利用者はあらかじめ了承するものとします。

第41条（責任の制限）

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、利用者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上連続して本サービスが利用できなかったときに限り、利用者からの請求により、当該サービスを利用できないことを当社が知った時刻から当該サービスの提供が可能と当社が確認した時刻までの時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に当該サービスの当月月額料金の30分の1を乗じて算出した額を限度として損害の賠償をします。ただし、以下の場合当社は一切の責任を負わないものとします。

- （1）利用者の設備の障害や設定不備に起因する場合。
- （2）第三者の開発したソフトウェア等に起因する場合。
- （3）インターネット、登録および届出電気通信事業者の回線、対象システムが設置されているビル内回線等の通信回線の不通または通信の不具合・異常に起因する場合。
- （4）天災地変等不可抗力に起因する場合。
- （5）利用者が当該請求をし得ることとなった日から3ヵ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合。

第42条（免責）

前条（責任の制限）の規定は、本サービスに関して当社が利用者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、利用者その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は前条（責任の制限）の責任以外には、法律上の責任ならびに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、利用契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。

2. 本サービスの利用に関連して、利用者が他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または利用者が他の利用者もしくは第三者と紛争を生じた場合、利用者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第8章 雑 則

第43条（守秘義務）

利用者および当社は利用契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではないものとします。

- （1）知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
- （2）知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合。
- （3）知り得た時点で既に取得済みの場合。

- (4) 自ら独自に開発した場合。
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合。
- (7) 利用者に対し、利用契約に基づく義務の履行を請求する場合。
- (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合。
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合。

2. 本条の規定は、利用契約終了後においてもなお効力を有するものとします。

第44条（利用者情報保護）

当社は利用契約に関連し、利用者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下「利用者情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか利用者に同意を得た範囲内でのみ利用します。

2. 当社は利用者に関する情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護します。

3. 当社は利用者に関する情報を、本規約等に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しません。

第45条（第三者への委託）

利用者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

第46条（裁判管轄）

本規約等または利用契約に関して当社と利用者との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第47条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行および本規約等の解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第48条（分離取扱い）

本規約の一部の条項が裁判所または行政庁の裁定により無効とされた場合は、それによって利用契約の目的を達することができないと当社が認める場合を除き、当該条項のみを無効とし、利用契約全体の効力には影響しないものとします。

第49条（技術的条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、BOX型UTMマネジメント仕様書に定めるとおりとします。

附則

（適用開始）

この規約は、平成29年4月1日から施行します。

附則

（適用開始）

この改正規約は、平成29年9月1日から施行します。

附則

(適用開始)

この改正規約は、令和３年２月１日から施行します。

附則

(適用開始)

この改正規約は、令和８年６月１７日から施行します。